

地方独立行政法人大牟田市立病院職員退職手当規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 18 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日 規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）に勤務する職員が退職した場合に支給する退職手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 引継 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となることをいう。
- (2) 職員 法人に勤務する職員（法人の役員、研修医、公益的法人等への大牟田市職員の派遣等に関する条例（平成 14 年大牟田市条例第 33 号。以下「大牟田市派遣条例」という。）に基づき大牟田市から派遣された職員、再雇用職員（地方独立行政法人大牟田市立病院職員再雇用規程（平成 22 年規程第 9 号）の規定により再雇用職員となった者をいう。）及び常時勤務に服しない者を除く。）をいう。
- (3) 医師職員 職員のうち医師であるものをいう。
- (4) 傷病 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。
- (5) 通勤 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。
- (6) 定年退職者等 地方独立行政法人大牟田市立病院の職員の定年等に関する規程（平成 22 年規程第 8 号。以下「定年規程」という。）第 2 条の規定により定年に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職した者及び定年規程第 4 条の規定による定年による退職の特例により引き続き勤務した後退職した者をいう。
- (7) 効奨退職者 地方独立行政法人大牟田市立病院就業規則（平成 22 年規程第 4 号。以下「就業規則」という。）第 20 条の規定による退職の

勧奨を受けて退職した者をいう。

- (8) 整理退職者 定員の減少、組織の改廃その他これらに準じる理由により退職した者をいう。
- (9) 自己都合退職者 傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者をいう。
- (10) 懲戒解雇等処分 就業規則第23条第1項（第1号を除く。）の規定による解雇及び同条第2項第6号に規定する懲戒による解雇その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 この規程において「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちには、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次の各号に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職

手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第5条 この規程の規定による退職手当は、その支給を受けるべき者の同意を得た場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 第8条、第17条及び第18条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(在職期間の計算)

第6条 次条の規定による退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、引継により職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、大牟田市職員（大牟田市職員退職手当条例（昭和38年大牟田市条例第27号。以下「大牟田市退職手当条例」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）としての引き続いた在職期間を職員の在職期間に通算する。

3 前項ただし書に規定する大牟田市職員としての引き続いた在職期間には、大牟田市退職手当条例及び大牟田市派遣条例により大牟田市職員としての在職期間に通算することとされている期間を含むものとする。

4 法人の設立の日前において大牟田市の嘱託医師であった者が大牟田市職員となるため退職し、退職手当（これに相当する給与を含む。）を支給されないで引き続き大牟田市職員となった場合における当該大牟田市の嘱託医師としての在職期間は、第2項ただし書に規定する大牟田市職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 法人の設立の日前において大牟田市の嘱託医師であった者が、退職手当（これに相当する給与を含む。）を支給されないで引き続き職員となった場合における当該大牟田市の嘱託医師としての在職期間は、第2項ただし書に規定する大牟田市職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 職員が退職した場合（第19条第1項に該当する場合を除く。）であつて、退職の日又はその翌日に再び職員となったときにおけるその者の第1

項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 7 職員のうち、理事長の要請に応じ、退職に係る退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給されないで引き続いて大牟田市職員となるため退職し、かつ、引き続き大牟田市職員として在職した後、退職に係る退職手当を支給されないで引き続いて再び職員となるため退職し、かつ、引き続いて再び職員となった者の第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 8 大牟田市職員が、大牟田市長の要請に応じ、退職に係る退職手当を支給されないで引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の大牟田市職員としての引き続いた在職期間（大牟田市退職手当条例により大牟田市職員としての在職期間に通算することとされている期間を含む。）を含むものとする。

（勤続期間の計算）

第7条 次条の規定による退職手当の計算における勤続期間は、前条の規定による在職期間のうち、次の各号に該当する事由その他これらに準じる事由によりその期間に現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あったとき又は退職手当を支給しないとした期間があったときは、在職期間から次の各号の規定により計算したものとの合計を除いた期間とする。

- (1) 就業規則第14条第1項第1号から第4号まで及び第6号の規定による休職（業務上の傷病による休職又は通勤による傷病による休職を除く。）により休職月等があるときは、その月数の2分の1に相当する月数とする。
- (2) 就業規則第14条第1項第5号の規定による組合専従により休職月等があるときは、その月数とする。
- (3) 就業規則第57条の規定による育児休業により休職月等があるとき

は、その月数の2分の1に相当する月数とする。ただし、当該育児休業又は平成4年4月1日以後に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による大牟田市職員としての育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の3分の1に相当する月数とする。

- (4) 地方独立行政法人大牟田市立病院職員懲戒規程（平成22年規程第1号）第3条第3号の規定による停職により休職月等があるときは、その月数の2分の1に相当する月数とする。
 - (5) 第19条第1項の規定により退職手当を支給しないとした期間があるときは、その月数とする。
 - (6) 第21条第1項の規定により退職手当を支給しないとした期間があるときは、その月数とする。
 - (7) その他理事長が必要と認める期間があるときは、その状況に応じた月数とする。
- 2 前項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における勤続期間の端数は、1年とする。
- (1) 第9条第1項（傷病又は死亡による退職に限る。）の規定により退職手当の基本額を計算する場合における勤続期間の1年未満の端数
 - (2) 第11条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合における勤続期間の1年未満の端数
 - (3) 6月以上1年未満の場合における勤続期間の端数
- 4 前2項の規定は、第16条の規定により退職手当の額を計算する場合には適用しない。
- （退職手当の額）

第8条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第9条 次条又は第11条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退

職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の表に掲げる期間の区分に応じ1年につき同表支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

期間の区分	支給割合
1年以上10年以下	100分の100
11年以上15年以下	100分の110
16年以上20年以下	100分の160
21年以上25年以下	100分の200
26年以上30年以下	100分の160
31年以上	100分の120

2 前項に規定する者のうち、自己都合退職者（懲戒解雇等処分を受けた者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間が次の表に掲げる期間の区分に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に同表支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	支給割合
1年以上10年以下	100分の60
11年以上15年以下	100分の80
16年以上19年以下	100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第10条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（定年退職者等又は勧奨退職者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の表に掲げる期間の区分に応じ1年につき同表支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

期間の区分	支給割合
1年以上10年以下	100分の125
11年以上15年以下	100分の137.5
16年以上24年以下	100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。次条第2項において同じ。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額に

について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第11条 整理退職者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年退職者等又は勧奨退職者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の表に掲げる期間の区分に応じ1年につき同表支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

期間の区分	支給割合
1年以上10年以下	100分の150
11年以上25年以下	100分の165
26年以上34年以下	100分の180
35年以上	100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第12条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程（平成22年規程第17号）における給料月額の改定により当該改定前に受けっていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割

合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定によりこの規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、第6条の規定による在職期間（第7条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第6条第7項に規定する大牟田市職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第13条 第11条第1項（定年退職者等を除く。）及び第2項（通勤による傷病又は死亡により退職した者に限る。）の規定に該当する者のうち、勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第11条 第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第12条 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第12条 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第12条 第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第14条 退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものであるか、又は通勤によるものであるかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第15条 第9条から第11条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

2 第12条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第12条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第13条に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替え られる字 句	読み替える字句
第1項	第9条か ら第11 条まで	第13条の規定により読み替えて適用する第11条
	退職日給 料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第13条の規定により読み替えて適用する第11条の
第2項各 号列記以 外の部分	第12条 第1項の	第13条の規定により読み替えて適用する第12条第1項の
	同項第2 号イ	第13条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第13条の規定により読み替えて適用する同項の
第2項第 1号	特定減額 前給料月 額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2項第 2号	特定減額 前給料月 額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日現在におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第12条	第13条の規定により読み替えて適用する第12条第

第 1 項第 2 号イ	1 項第 2 号イ
及び退職 日給料月 額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日 において定められているその者に係る定年と退職の日 以後の最初の 3 月 31 日現在におけるその者の年齢と の差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて 得た額の合計額
当該割合	当該第 13 条の規定により読み替えて適用する同号イ に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 16 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 12 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の表に掲げる職員の職務の級及び区分に応じて同表の調整月額の欄に掲げる額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額の額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合は、当該各月の調整月額の額）を合計した額とする。

職務の級	区分	調整月額
7 級であった者	第 1 区分	41,700 円
6 級であった者	第 2 区分	33,350 円
5 級であった者	第 3 区分	25,000 円
4 級であった者	第 4 区分	20,850 円
3 級であった者	第 5 区分	16,700 円
2 級であった者	第 6 区分	0 円
1 級であった者	第 6 区分	0 円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 5 年以上 24 年以下のもの 前項の表の区分における第 5 区分を 0 円として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0円
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円

3 医師職員の退職に係る退職手当の調整額については、第1項の規定にかかわらず、次の表の職務の級及び区分に応じて同表の調整月額の欄に掲げる額をもって同項の規定を適用して計算した額とする。

職務の級	区分	調整月額
5級であった者	第1区分	41,700円
4級であった者	第1区分	41,700円
3級であった者	第2区分	33,350円
2級であった者	第3区分	25,000円
1級であった者	第3区分	25,000円

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる医師職員に対する退職手当の調整額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0円
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円
(退職手当の額に係る特例)

第17条 第11条第1項に規定する者でその勤続期間が次の表に掲げる期間の区分に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に当該同表の支給割合の欄に掲げる割合を

乗じて得た額に満たないときは、第8条、第11条、第12条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当とする。

期間の区分	支給割合
1年未満	100分の270
1年以上2年未満	100分の360
2年以上3年未満	100分の450
3年以上	100分の540

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合における同法の規定による給付は、退職手當に含まれるものとする。ただし、退職手當の額が同法の規定による給付の額に満たないときは、退職手當のほか、その差額に相当する金額を退職手當として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手當の支給制限)

第19条 理事長は、退職した者が懲戒解雇等処分により退職したときは、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手當の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手當の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法（明治29年法律第89号）第98条の規定による公示送達の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、当該公示送達の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手當の支払の差止め)

第20条 理事長は、退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手當の額の支払を差し止め

る処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁令以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが法人に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事

情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁こ以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行い、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分を行い、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による支払差止処分について準用する。

（退職後禁こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第21条 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職をした者（次の各号のいずれかに該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との權衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、大牟田市行政手続条例（平成8年条例第20号）第3章第2節に規定する聴聞の例により行うものとする。
- 5 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第22条 理事長は、退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者

の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、大牟田市行政手続条例第3章第2節に規定する聴聞の例により行うものとする。
- 5 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第23条 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第19条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取については、大牟田市行政手続条例第3章第2節に規定する聴聞の例により行うものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第24条 理事長は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処

分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 2 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第3項又は前条第2項において準用する第19条第2項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 3 理事長は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下次項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の基礎在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁こ以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定に

する処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

6 第19条第2項、第22条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(大牟田市立病院退職手当審査会)

第25条 理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、大牟田市立病院退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 理事長は、第21条第1項第2号若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第21条第2項、第23条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合は、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることがその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な

協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第26条 職員が退職した場合（懲戒解雇等処分を受けた場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が第6条第7項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて大牟田市職員となったとき又は同条第8項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて大牟田市職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後に20年以上35年以下の勤続期間をもって退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第9条から第13条までの規定にかかわらず、当分の間、第9条から第13条までの規定により計算した額にそれぞれ1.04を乗じて得た額とする。

3 施行日以後に36年の勤続期間をもって退職した者であって、第9条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算した額とする。

4 施行日以後に35年を超える勤続期間をもって退職した者であって、第11条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第2項の規定の例により計

算した額とする。

- 5 引継により職員となった者が退職した場合において、その者が施行日の前日に大牟田市職員として現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして大牟田市退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年大牟田市条例第45号の2）付則第1項及び第2項の規定により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この規程の規定にかかわらず、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、引継により職員となった者であって退職したもののうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得したものは、大牟田市退職手当条例第10条に規定する失業者の退職手当の額に相当する退職手当は支給しない。
- 7 職員が退職した場合において、その者が地方独立行政法人大牟田市立病院職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成23年規程第47号。以下「平成23年改正規程」という。）による改正後の地方独立行政法人大牟田市立病院職員退職手当規程（以下「改正後の規程」という。）の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして平成23年改正規程による改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院職員退職手当規程（付則第5項を除く。）の規定により計算した退職手当の額が、改正後の規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする

付 則（平成23年4月1日規程第47号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。